

知財総合支援窓口における地方支援

INPIT 知財活用支援センター

抄録

地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援する知財総合支援窓口の支援内容について事例や最近の取組を交えて紹介します。

1. 設置目的、経緯

知財総合支援窓口(以下「支援窓口」という。)は、平成23年4月、様々な専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供することにより、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援することを目的として設置されました。支援窓口は、全国47都道府県に設置されており、中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題や相談を、ワンストップで受け付けています。設置当初は特許庁が窓口事業を運営・管理していましたが、平成27年度から相談員を一括管理して研修・指導を行うことにより、高度な相談に応じられる体制を整備するなど、段階的に独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「INPIT」という。)への移行を行い、平成28年4月より、窓口事業の運営・管理主体がINPITに完全に移管しています。

2. 支援の概要

支援窓口には企業OB等の窓口支援担当者が常駐しており、相談内容のヒアリングを通じて企業の経営及び知的財産の課題を把握し、ソリューションを無料で提案しています。相談は各地の窓口での対面相談や電話・メールでの相談だけでなく、必要に応じて窓口支援担当者が企業を直接訪問してアドバイスや支援を提供しています。また、高度な専門性を

必要とする支援においては、様々な分野の専門家によるサポート体制を備えるほか、様々な機関と連携して支援を実施することにより、無形財産である「知的財産」を経営リソースの1つとして捉え、単なる出願・権利化支援のみならず、知的財産の活用支援を通じて、中堅・中小企業等の競争力の強化を支援しています。

(1) 専門家による支援

各支援窓口には、弁理士(週1回以上)、弁護士(月1回以上)が窓口配置されているほか、以下に示すように、各種専門家が企業に直接訪問の上、窓口支援担当者と協働して支援できるような体制を整備しており、知財をきっかけとした幅広い支援を行っています。

・中小企業診断士

知的財産を中核としたビジネスプランの組み立てを支援し、販路開拓や資金調達、事業展開に関する助言を行います。

・デザイナー

商品デザイン開発について、市場・ユーザー・生産・コスト等の視点から多面的な助言を行います。

・ブランド専門家

商品やサービスのブランディング支援や販売戦略をコンセプト作りから支援します。

・法改正専門家(職務発明対応)

職務発明規程に関する説明や法改正の内容などの説明を行い、規程の整備・運用を支援します。

上記の専門家に加えて、INPITの専門窓口の支援者とも連携し、以下のような専門的なサポートを行っています。

・海外展開知財支援窓口（海外知的財産プロデューサー）

海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクの低減、知的財産の管理・活用に関するアドバイス・支援を行います。

・営業秘密・知財戦略相談窓口（知的財産戦略アドバイザー）

営業秘密管理、情報セキュリティ対策、営業秘密漏えい対応や知財戦略（権利化と秘匿化の仕分け等）に関するアドバイス・支援を行います。

・産業財産権相談窓口

特許庁庁舎の2階に相談窓口を開設し、対面及び電話・電子メール等の文書によって出願手続・産業財産権に関する相談を行っています。

(2) 連携先機関

中堅・中小企業の支援機関には、よろず支援拠点（中小企業の経営相談窓口）、商工会・商工会議所、中小企業支援センター、中小機構、(独)日本貿易振興機構（JETRO）や自治体、公設試、大学・研究機関等があります。支援窓口では、これらの機関とも連携することにより、相談者が抱える課題を把握した上で、適切な機関に繋ぎ、協働で支援を実施する等、ワンストップでソリューションを提供しています。

3. 支援実績（平成27年度）

(1) 相談支援件数

平成27年度の全国の支援窓口における相談支援件数は約8万件で、窓口事業が始まった平成23年度と比較すると、およそ1.3倍と増加しています(図1参照)。また、知財の裾野拡大の観点では、平成26年度から相談企業の掘り起こしのための専任人材として、「知財アドバイザー」を配置して企業訪問による新規の利用者掘り起こしにも注力する等、全相談のうち、約24%が新規の利用者からの相談となっています(図2参照)。

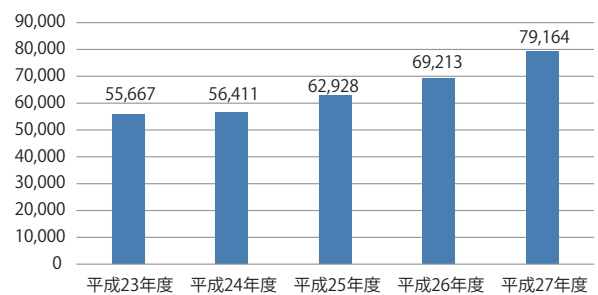


図1 相談支援件数

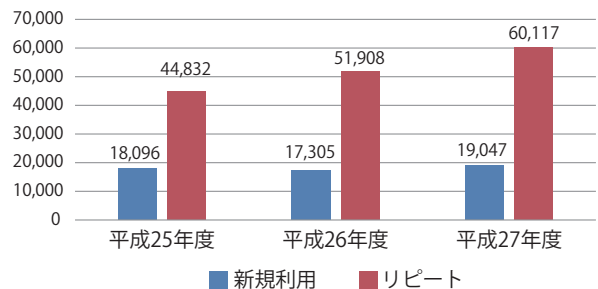
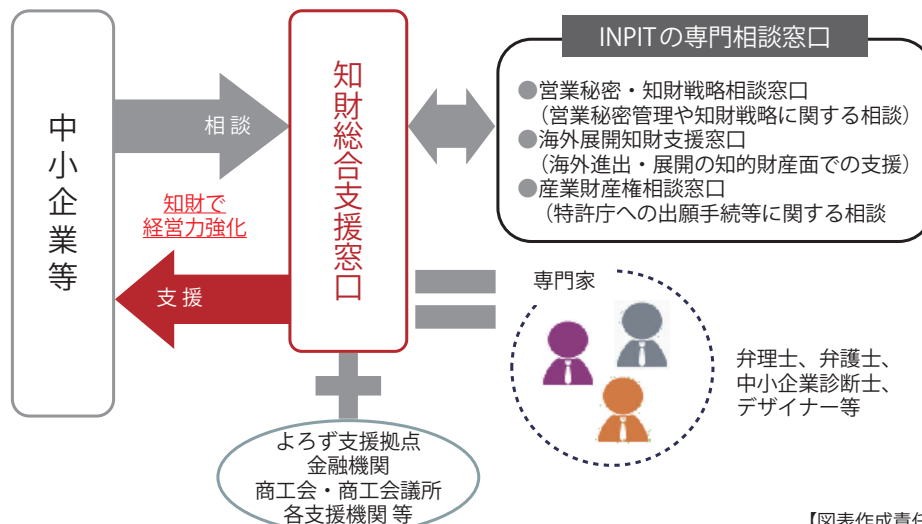


図2 新規利用・リピート件数



【図表作成責任】INPIT

(2) 相談者の属性、業種

支援窓口で支援を行っている相談者の属性をみると中小企業が約57%、個人事業主及び創業検討中の個人まで含めると約76%となっています(図3参照)。また、業種で見ると、製造業が約35%と目立ちますが、卸・小売や技術サービス業・その他サービスの比率も高くなっています(図4参照)。相談者の属性及び業種は、地域毎に傾向が異なり、支援内容も異なってくるため、地域の特徴に合わせた支援体制の構築が求められています。

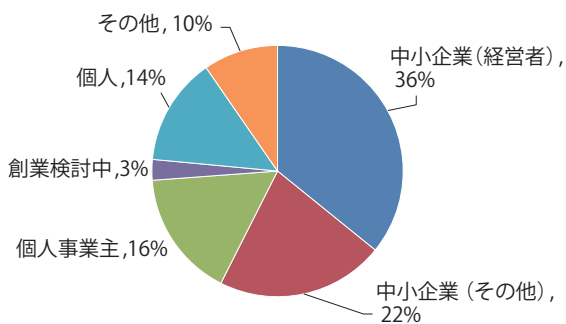


図3 相談者の属性

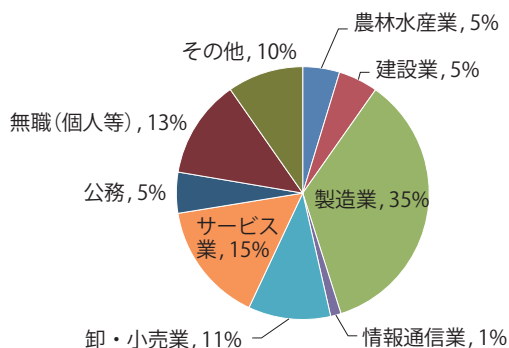


図4 相談者の業種

(3) 知財区分、支援内容

知財区分の支援傾向にも地域差はあるものの、全体で見ると、特許に関する相談と商標に関する相談がほぼ同数であって全体の約7割を占めています(図5参照)。近年は営業秘密や著作権の相談も増えています。また、具体的な支援内容としては、出願手続や文献調査等の出願関係の相談支援が全体の約2/3を占めています(図6参照)、年々、社内体制の整備に関する相談支援や海外展開に関する相談支援の件数が増加傾向にあります。

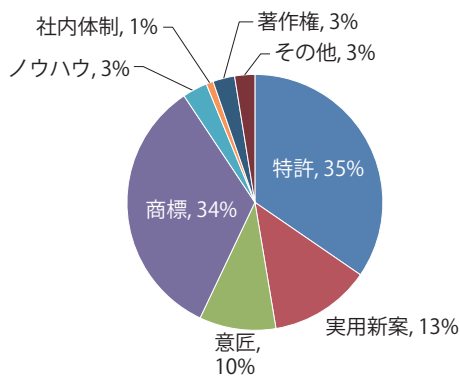


図5 相談の知財区分

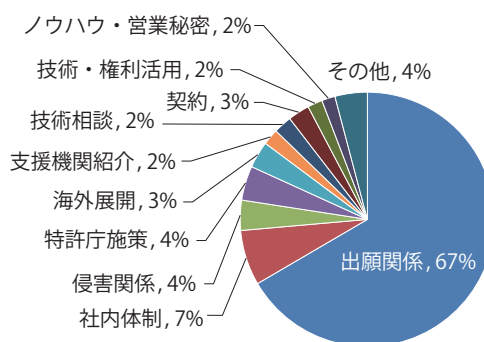


図6 相談支援内容

(4) 専門家の活用

平成26年度から各支援窓口にて弁理士(週1回以上)・弁護士(月1回以上)を定期的に配置した結果、専門家活用件数は年々増加しており、平成27年度は約1.3万件(前年度比30%増)となっています(図7参照)。専門家の内訳は、弁理士が約8割を占めています(図8参照)。相談企業が抱える課題や支援の方針によっては、弁護士の他、中小企業診断士等と連携することもあります。

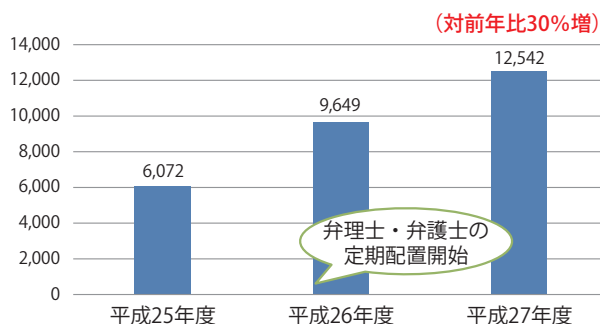


図7 専門家の活用件数

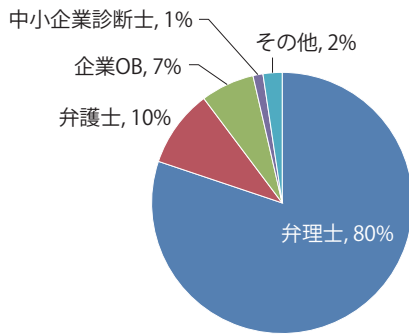


図8 専門家の内訳

(5) 各支援機関との連携

比率としては、中小企業支援センターが目立ちますが、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、地方自治体等とも多くの連携実績があります(図9参照)。相談企業が抱える課題や、各地域の実情に応じて、多様な支援機関と連携して支援を行っている実態が統計でも反映されています。

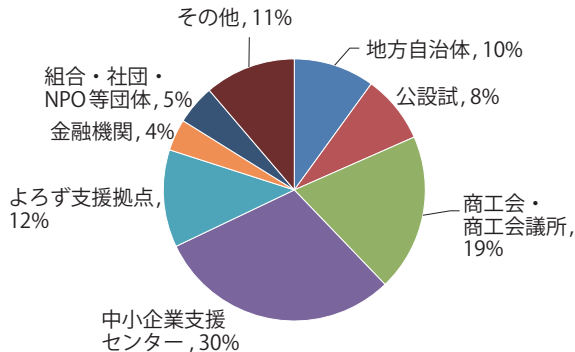


図9 他の支援機関との連携件数

(6) 具体的支援事例

①世界ブランド戦略及び海外事業展開に対する支援事例(大阪府)

1) 企業概要

支援先企業：株式会社DG TAKANO
 本社所在地：大阪府東大阪市
 業務内容：水洗に関する製品の開発、製造および販売
 設立年：2010年9月

資本金：1,000万円
 従業員数：16名(支援時)



2) 相談支援概要

同社は水道水圧のエネルギーだけで脈動流を発生させ、洗浄力を落とさずに水の使用量を削減できる節水洗浄ノズル「Bubble90」(写真)を開発しており、窓口支援担当者が同社を訪問した際に、世界ブランド戦略と、海外事業展開について支援してほしいと依頼を受けました。

ブランド専門家を派遣し、海外の節水文化に合致する手法で海外企業等と手を組んでブランディングする手法、ブランドポートフォリオ、ブランドプロミス、ブランドの戦略作りや問題解決の手段について支援しました。また、海外知的財産プロデューサーを派遣して、海外の工場で製造を行う場合の知財リスク管理、秘密情報管理などについて支援しました。

弁護士を複数回派遣することにより、関係会社との知的財産権などの契約管理体制や組織体制の整備、社外専門家(弁護士、弁理士、公認会計士等)との連携の強化、国際知財出願戦略、ライセンス契約、海外製造における技術流出防止対策を支援しました。

同社からは、支援窓口では、知的財産に限らず、ものづくりにおける事業戦略やブランド戦略、経営戦略など、その企業のもつ要望や課題に応じた専門家を紹介してもらえ、適切なアドバイスがもたらされたとの声をいただいています。

②職務発明規程の整備支援事例(静岡県)

1) 企業概要

支援先企業：株式会社東海ヒット
 本社所在地：静岡県富士宮市
 業務内容：理化学機器および光学機器の開発・製

造・販売

設立年：1994年

資本金：1,000万円

従業員数：50名（支援時）



2) 相談支援概要

同社は、「顕微鏡用細胞培養装置」(写真)を開発する等、同じものづくりであっても、必ず何かの工夫や付加価値を付け、創造性のある製品作りと卓越したサービスを提供する企業であり、職務発明規程を整備することで開発スタッフのモチベーションを向上させ、開発力を強化できないかと考えていたところ、代理人の先生からの紹介を受け、支援担当者が同社を訪問しました。

訪問して確認したところ、同社は既に職務発明規程を有しているものの、機能しておらず、平成27年度の特許法改正の内容を盛り込んだ規程の再整備を支援しました。

支援では、法改正専門家を活用し、改正特許法の施行日までに規程の整備を完了すべく、計画的な支援を実施、制定過程に社員も参加しており、全社一丸となって開発に取り組む体制を整えることができました。

同社からは、継続的に新規性のある独自の商品提案していくためには、社員の発明への意識の向上と、職務発明規程の充実がとても大事なことだと認識しており、今後益々、開発型企业としてグローバルに活躍していくためにも、既存の社内発明規程を見直せたことは有意義であったとの声をいただいています。

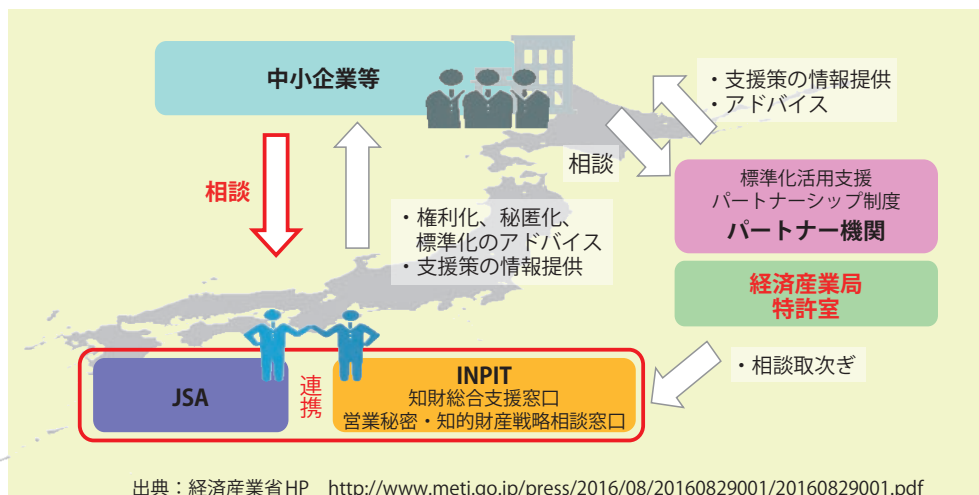
4. 支援窓口の機能強化

支援窓口における主な課題は、「地方創生に資するようなアウトカム創出」と、「知財を活用する者のすそ野拡大」であって、窓口機能の地域への定着化を図るとともに、他の中小企業等支援機関との連携強化などを通じて、事業としての成功事例の構築・発信していくこと、中小企業と接点の多い機関等に対し、支援窓口の支援メニュー等の紹介を行い、支援窓口へと繋いでもらうための普及運動を強化するなど、更なる機能強化が求められています。

そこで、INPITでは、相談支援機能の強化、事業化支援機能の強化として、中小企業等を支援する諸機関との連携強化を進める等、支援範囲の拡大・強化を図ることにより、知的財産の戦略的な権利化・活用を通じて、全国の中小企業等の成長を促す取組を推進しています。以下に、最近の取組を紹介します。

(1) 知財・標準化戦略の立案支援

新たな技術や製品の競争力を高めつつ、ビジネスを拡大していくには、知的財産の有効な活用が不可欠です。知的財産の権利化、技術ノウハウの秘匿化、



国内外における技術の標準化などを適切に選択する戦略は、大企業だけでなく中堅・中小企業にとっても有効な手段となっています。こうした企業の「知財・標準化戦略」の立案をサポートするため、支援窓口では、中小企業等の標準化、知財戦略、営業秘密管理等に関する相談に対し、無料で専門家を派遣し支援を行っています。また、本年8月からは、日本規格協会（JSA）との連携を強化し、JSAの標準化アドバイザーと支援窓口の専門家を同時に派遣するなど、中小企業等にとって、最適な標準、知財、営業秘密の有効活用や知財・標準化戦略の立案を迅速かつ効果的にサポートしています。

(2) 農林水産物のブランド化の促進支援

農林水産物のブランド化の促進は、農林水産業の国際競争力の強化や収益性向上等に向けた重要な政策課題となっています。農林水産物のブランド化には、農林水産省が担当する「地理的表示保護制度（GI）」や種苗の「育成者権」と、特許庁が担当する「商標」、「意匠」、「特許」等が関係しており、例えば、ブランド価値の創造に有効であるが25年で権利消失となる育成者権と、10年単位で更新ができ、永続的なブランド保護が図れる商標権を組み合わせる等、ブランド化の推進には、各地域・産品の実情に応じた知財保護が必要です。本年10月より、支援窓口では、農林水産省と特許庁の協力の下、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示保護制度や種苗の育成者権の相談も受け付け、それぞれの制度のメリット、デメリット等の適切なアドバイスの実施と、GIサポートデスク等への連携を実施しています。

(3) 職務発明規程、営業秘密管理に関する支援

支援窓口では、中小企業等における職務発明規程の整備支援をこれまでも実施していましたが、本年11月1日から来年2月28日までの4か月間を相談支援体制の強化・充実を図る「職務発明規程の整備支援強化期間」と設定し、支援を強化しています。特に、中小企業等においては、就業規則において職務発明の取扱いを規定するケースも多いことから、弁護士等の派遣支援を一層強力に進めるなど、支援メニューの充実を図っています。また、営業秘密の取扱いについても、社内の規程を整備することが秘密情報の流出時に法的保護を受ける上で重要であることから、INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口と連携して、営業秘密管理規程を含む企業の秘密情報管理体制の構築に関する情報提供や支援を実施しています。

5. おわりに

上記のとおり、支援窓口では知財を切り口として様々な専門家、支援機関と連携して幅広い支援を展開しています。しかしながら、これらの支援は、企業活動を「代行」するものではありません。支援を通じて中小企業等が自立していくことが重要であって、ただ相談に応じるだけでなく、自ら考えていく力を養う、企業の成長を促す支援を行っています。支援窓口の支援を受けて自立した中小企業等が、地域の他の企業の模範となり、良い影響を波及させることで地方が活性化され、ひいては、我が国の経済発展に繋がることを期待しています。